

令和2年度松山市高齢者福祉施設等における
新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を予防するため、重症患者発生リスクが高い市内の施設等が、感染拡大防止に必要な自主検査を施設等に新たに入所する利用者や職員等を対象に実施する経費に対し、予算の範囲において令和2年度松山市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 施設等 次のアからオまでに掲げる区分により、当該アからオまでに定める施設及び事業所をいう。

ア 介護保険施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院の介護保険施設

イ 介護サービス（介護予防サービスを含む。以下同じ。）を提供する事業所 訪問介護（第一号訪問事業を含む。）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（第一号通所事業を含む。）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防支援（第一号介護予防支援事業を含む。）

ウ その他の高齢者施設 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び生活支援ハウス

エ 障がい福祉施設・事業所 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所、障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センター、小規模作業所、身体障害者福祉センター及び視聴覚障害者情報提供施設

オ 保護施設 救護施設, 生活困窮者一時宿泊施設及び生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所

(2) 自主検査 PCR検査又は抗原検査であって行政検査によらないものをいう。

(3) 入所系施設等 次のアからオまでに掲げる区分により, 当該アからオまでに定める施設及び事業所をいう。

ア 介護保険施設 介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設及び介護医療院

イ 介護サービスを提供する事業所 短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する事業所

ウ その他の高齢者施設 有料老人ホーム, サービス付き高齢者向け住宅, 軽費老人ホーム, 養護老人ホーム及び生活支援ハウス

エ 障がい福祉施設・事業所 短期入所, 施設入所支援, 共同生活援助及び障害児入所支援

オ 保護施設 救護施設

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は, 次の各号のいずれかに該当する者に対し自主検査を行った施設等を運営する法人等(以下「法人等」という。)とする。

(1) 入所系施設等に新規で入所する利用者(無症状者に限る。)

(2) 施設等での業務に関連する資格試験の受験若しくは研修の受講又は冠婚葬祭(二親等以内の親族のものに限る。)その他のやむを得ない理由により, 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態措置を実施すべき市外の区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき市外の区域と市とを往来した職員等(市に帰った日から1週間以内に自主検査を受けた職員等に限る。)

(3) その他市長が必要と認める利用者及び職員

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は, 施設等が利用者や職員等に行った自主検査(以下「補助事業」という。)に要した費用とする。

2 前項の規定にかかわらず, 次の各号のいずれかに該当する場合における費用については, 補助対象経費としない。

(1) 自主検査に要した費用に対し, 他の補助金等を受けた場合

(2) 自主検査の結果, 陽性と判定された場合において, 直ちに保健所へ連絡を行わなかったとき(検査機関等が保健所に発生届を提出した場合を除く。)

(3) 補助対象の自主検査の日から1月前の日までに行われた自主検査について補助金の

交付を受けている場合

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、令和3年3月31日までにを行った自主検査1件につき、実費又は次の基準額のいずれか低い額を検査ごとに算定して得た額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) PCR検査 1件につき5,000円
- (2) 抗原検査 1件につき3,000円

(補助金の交付申請等)

第6条 法人等は、補助金の交付を受けようとするときは、自主検査後、1月以内に令和2年度松山市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに法人等に通知するものとする。

- 2 法人等の実績報告は、前条の申請書の提出をもって代えるものとする。
- 3 市は、第1項の交付決定をした後に、補助金を交付するものとする。

(指導監督)

第8条 市長は、補助事業の実施に関して、補助金が交付された法人等に対し、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助事業の実施について、不正の行為等があったとき

(関係書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた法人等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第11条 補助金の交付申請をした補助事業者は、第6条に規定する補助金交付申請書兼請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額(第10条の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を令和2年度松山市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第2号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。